

諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法第77号）第4条の規定に基づく「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、同条第7項の規定に基づき別紙のとおり本計画を変更したいので、同条第9項及び同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成26年3月11日

鳥取県農林水産部長 西山 信一



鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画変更（案）

平成26年 月 日公表

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県では、沿岸漁業として小型底びき網漁業、刺網漁業等が、沖合漁業として沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、小型いか釣り漁業等が盛んであり、水産業は重要な産業となっている。

また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成しているが、漁獲対象である海洋生物資源の中には、低位水準にとどまっているものや、資源水準が悪化しているものが見られる。

今後とも本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講ずるため、他県入漁船を含めて第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】 1月から12月まで：若干

【するめいか】 4月から翌年3月まで：若干

三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

【するめいか】

総トン数5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」新旧対照表

改正後	改正前
<p>一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>1 略</p> <p>2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成しているが、<u>漁獲対象である海洋生物資源の中には、低位水準にとどまっているものや、資源水準が悪化しているものが見られる。</u></p> <p>今後とも<u>本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。</u></p> <p>3～8 略</p> <p>二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。</p> <p>【まあじ】 略</p> <p>【するめいか】</p> <p><u>4月から翌年3月まで：若干</u></p> <p>三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>【まあじ】</p> <p><u>定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。</u></p> <p>【するめいか】 略</p> <p>四 略</p>	<p>一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>1 略</p> <p>2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。</p> <p><u>しかしながら、本県の沖合海域におけるまいわしをはじめとする海洋生物資源の多くが減少傾向にあり、かつ、低水準で推移している。</u></p> <p>今後とも<u>このような状況が継続すれば、国民の需要への的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。</u></p> <p>3～8 略</p> <p>二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。</p> <p>【まあじ】 略</p> <p>【するめいか】</p> <p><u>1月から12月まで：若干</u></p> <p>三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>【まあじ】</p> <p><u>小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</u></p> <p><u>刺網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。</u></p> <p>【するめいか】 略</p> <p>四 略</p>

改正理由

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県沖合海域における資源動向について、直近の資源評価の結果を踏まえて、記述を改める必要がある。

(参考)

水産試験場等が鳥取県の水産資源 22 魚種について資源評価を行っている。

高位水準 4 種、中位水準 11 種、低位水準 7 種

(増加 7 種、横ばい 9 種、減少 6 種)

なお、まいわしは現在、低位増加にある。

平成 24 年度鳥取県海洋環境・水産資源レポート

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101125#itemid334156>)

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 25 年 11 月 27 日公表）において、するめいかの管理の対象となる期間が変更されたことに伴い、県計画も変更する。

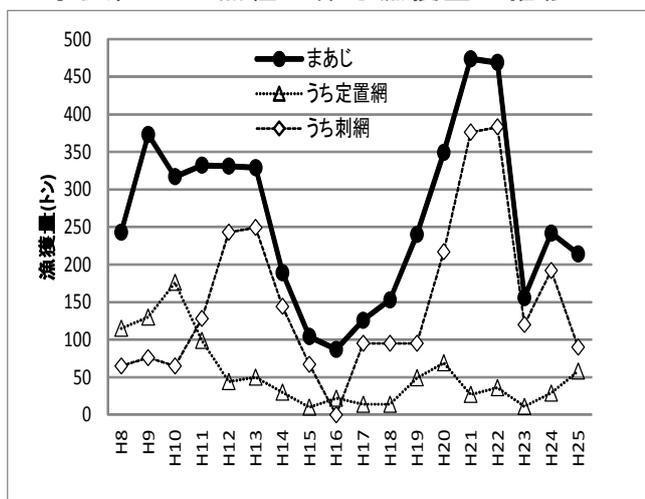
三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

まあじの主要漁法である小型定置漁業について、一部が沖出しを目的に定置漁業権の免許を受けたことに伴い、定置漁業を含めることとし、定置網漁業とする。

近年、鳥取県の沿岸漁業が急速に衰退しており、沿岸漁業の生産力を維持することが急務である。当県の TAC 魚種であるまあじの主要漁法である刺網漁業についても急速に衰退しており、小型定置網漁業（定置漁業を含む。以下、定置網という。）へ転換することにより生産基盤を再構築する対策を進めているところである。これらの実態を勘案し、定置網と刺網を併せたところで、漁獲努力量及び漁獲量を管理していく必要があるため、県計画を変更する。

(参考)

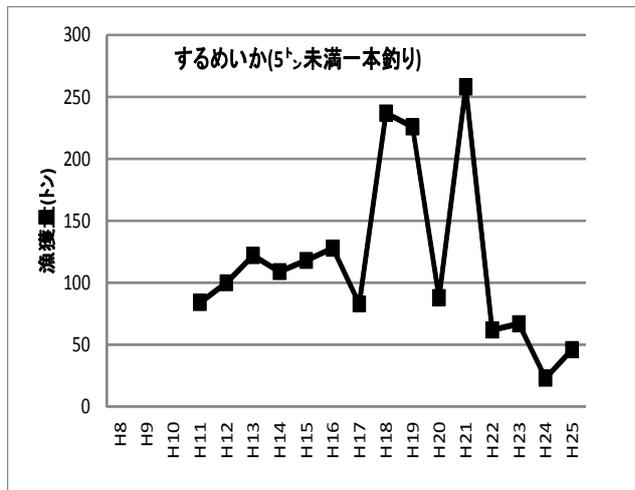
■ 鳥取県の TAC 魚種に係る漁獲量の推移



H8 ~ H25 平均 263 トン

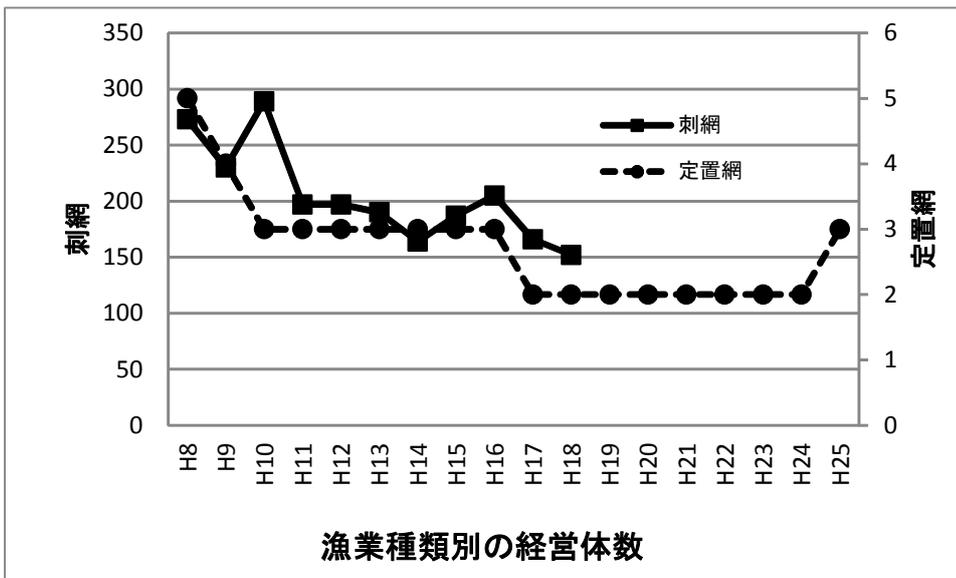
うち定置網 55 トン

刺網 150 トン

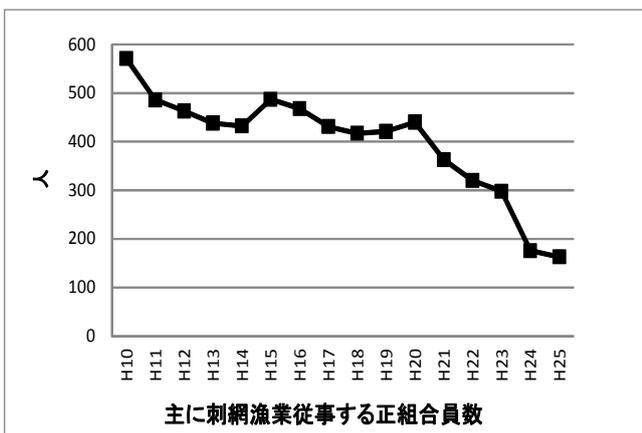


H11 ~ H25 平均 150 トン

■鳥取県のまあじに係る漁獲努力量の推移



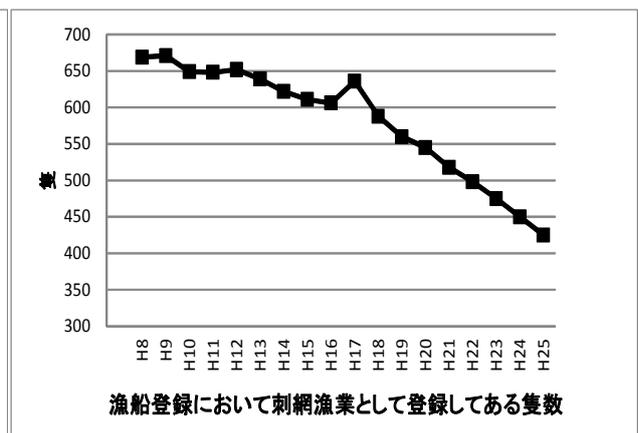
H19以降は、データが欠損（鳥取県農林水産統計年報）。定置網は水産課が掌握している事実を基に補完している。



沿海漁協の正組合員数(人)

H10	H15	H20	H25
2,748	2,402	2,119	1,567

(水産課調べ)



漁船登録船(海水動力船)の隻数

H10	H15	H20	H25
2,334	2,181	1,966	1,649

(漁船統計表)

■県の施策

平成 24 年度から県の重要施策である政策戦略事業として、定置網漁業の導入を位置づけ、導入の検討・支援を行っている。(別紙参照)

豊かな海づくり産地力強化プロジェクト ～強い産地に向けた構造改革～

消費ニーズに対応した競争力
ある産地づくりへのステップ！



政策課題

- 魚価の低迷、漁業者の高齢化・減少など厳しい漁業環境を乗り越えるためには、「高鮮度・多品種」「安全・安心」「安定供給」「震災対応・リスク分散」といった消費地ニーズへの確に対応できるような強い産地を創造していくことが重要
- 漁業現場も強い産地づくりの必要性は実感し、ブランド化や6次産業化などのさまざまな取り組みを行っているが、厳しい漁業経営が続く中、大きな投資を伴うチャレンジは困難な状況
- そのため、県として、消費地ニーズに対応した競争力ある強い産地に向け、新たな挑戦を促す構造改革を推進することが重要

天然・高鮮度ブランドの安定確保

◇定置網導入支援事業

◇活イカブランド出荷システム実証試験



効果

- ・高品質な水産物の安定供給
- ・新たな出荷・流通体制の構築
- ・新事業の展開（直販、直売、ブランド）

未利用海藻のほりおこし

アカモク



海ぶどう



効果

- ・特産品の創出（アカモク、ヒメ、海ぶどう）
- ・漁業者の所得向上（売価向上）

強い産地へ構造改革

今、鳥取県に求められる
「産地力」とは

- 多品種・高品質の水産物を安定的に供給できる力（養殖、蓄養、活魚、冷凍）
- 加工食材として供給できる力（船内加工、市場内加工、仲買業者との連携）
- 新鮮で安全・安心な水産物を国内やアジア等海外市場へ直送できる力（境港の高度衛生管理市場化）
- 地元資源を有効活用し、消費地ニーズに応じたニュービジネスを展開できる力

一次処理加工の産地導入

◇船上高鮮度一次処理実証試験

◇産地一次加工実証試験(境港)



効果

- ・付加価値向上、高鮮度・安定供給機能
- ・新ビジネス創出
- ・漁業者の所得向上
- ・境市場の改革（食用向け加工産地の創設）

県産魚地域流通&消費拡大チャレンジ

◇消費動向セミナーの開催

◇量販店向け県産魚商品開発事業



効果

- ・県産魚を使った新たなブランド創出
- ・地元量販店と産地が連携した消費対策

陸上養殖の推進

◇養殖事業展開可能性事業



◇養殖種苗供給体制強化事業



◇陸上養殖起業支援事業



効果

- ・新ビジネスの創出
- ・安定供給体制の確立
- ・新鮮で安全安心な魚の提供
- ・陸上養殖ブランド創出
- ・企業、漁業者収益の増加（売価向上）

さかいみなと漁港市場活性化

◇高度衛生管理基本計画策定(国直轄)

◇地震等災害に対応した岸壁整備の検討

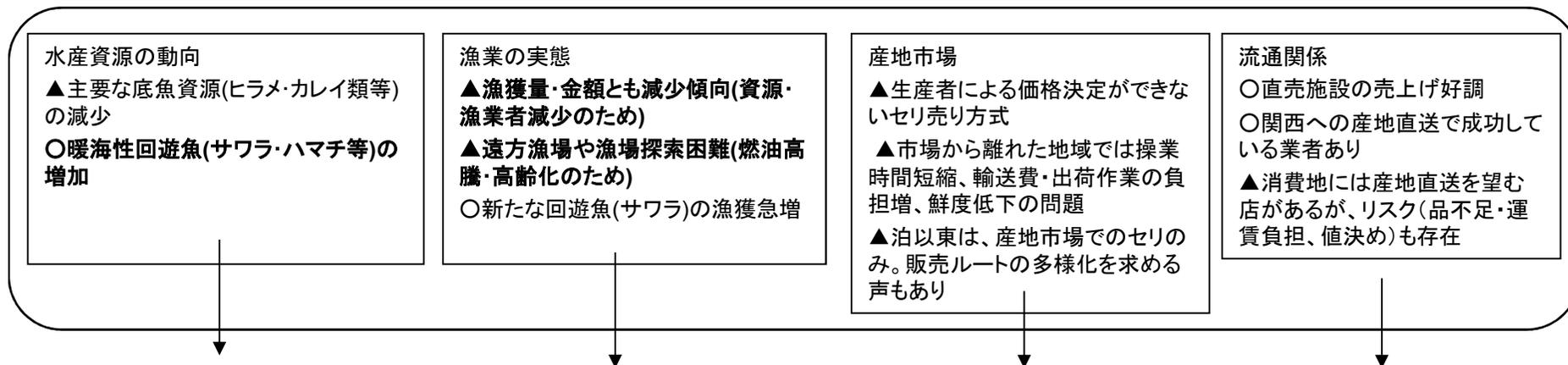
◇産地一次加工実証試験(境港)



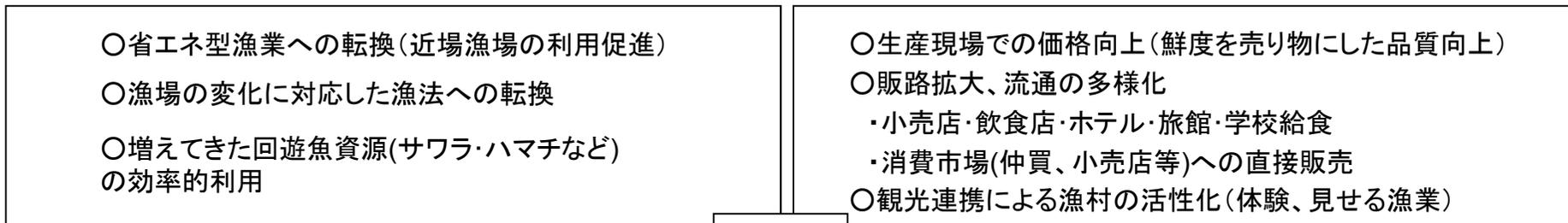
効果

- ・消費者に信頼される安全安心な市場
- ・付加価値向上型（一次加工、活魚）市場
- ・地震、津波等災害対応型漁港・市場

沿岸漁業の現状・課題(沿岸漁業振興ビジョンより抜粋)



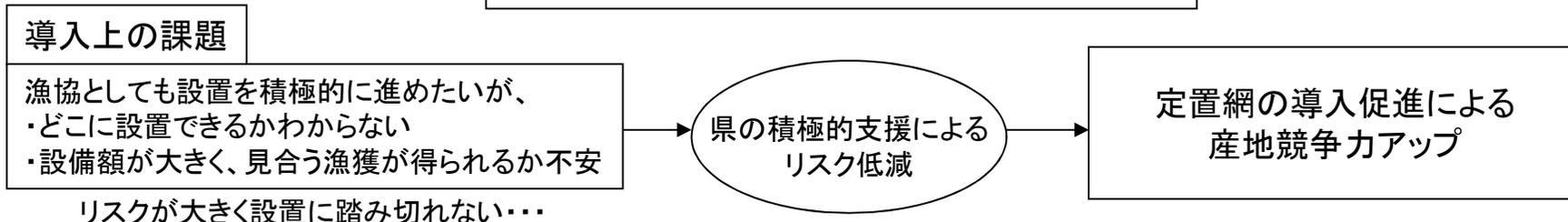
目指すべき方向 (沿岸漁業振興ビジョンより抜粋)



定置網の導入



産地の安定供給機能・品質評価向上



TAC制度について

TAC制度の背景

- 平成8年「海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)」が発効
 - ・排他的経済水域 (EEZ) を設定
 - ・沿岸国は自国の EEZ において水産資源の適切な保護管理措置を講じることが定められる
- 平成9年よりTAC制度の導入
 - ・「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の施行

排他的経済水域における水産資源について、我が国の主権ないし主権の権利を主張するためには、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を図る必要がある。

TACとは

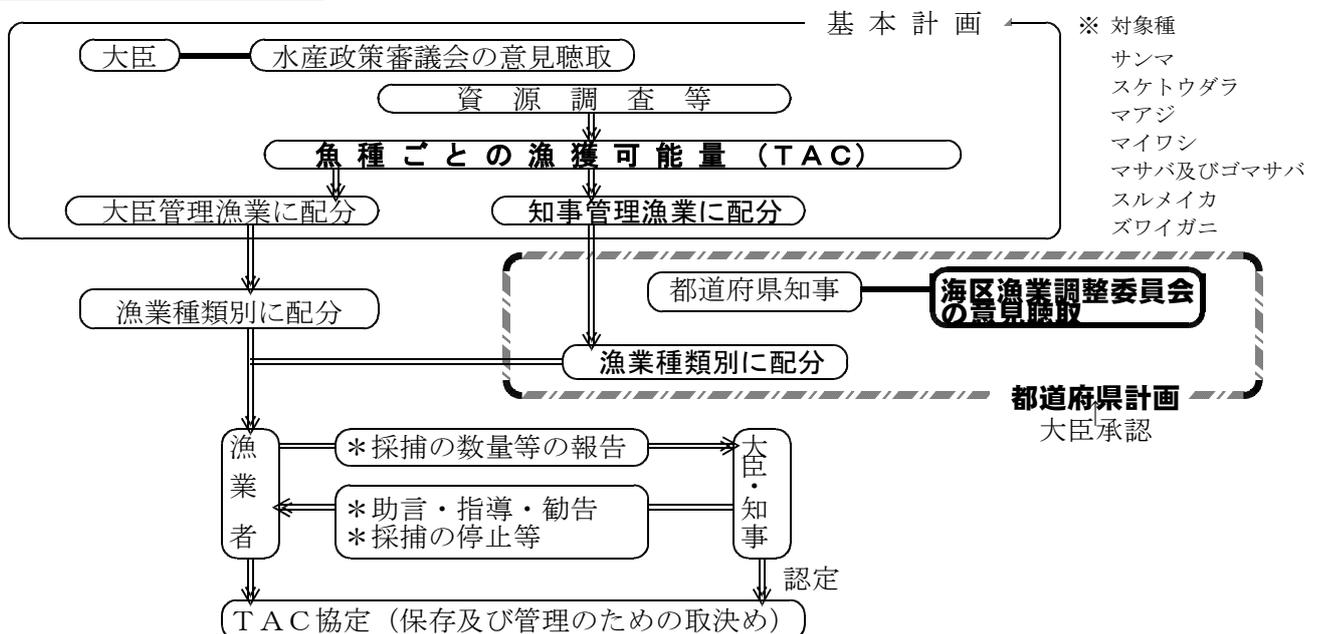
- 漁獲可能量のこと (Total Allowable Catch の略)
- 農林水産大臣により、最大持続生産量を実現することができる水準に資源を維持し又は回復させることを目的として、当該資源ごとの動向に関する事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、当該資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定められる。

TAC制度のねらい

- 魚種ごとに1年間の漁獲の上限を定めることにより、資源の保存・管理を図ろうとするもの。
- 一定の産卵親魚をし、再生産可能な資源を保ち、資源の持続可能な利用を目指す。

TAC制度のしくみ

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」



都道府県計画とは？

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」

- 都道府県の知事が、基本計画に即して、基本計画の知事管理量に関し実施すべき施策に関する都道府県の計画を定めたもの。
- 都道府県の知事はTAC対象魚種に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

また、検討を行うに当たっては、都道府県の知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

農林水産省指令 25水管第1630号

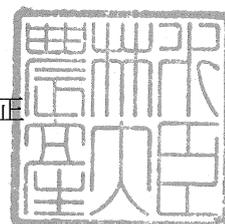
鳥取県鳥取市東町1丁目220

鳥取県知事 平井 伸治

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月8日公表）を変更し、別紙のとおり同条第2項第6号に掲げる数量及び同項第10号に掲げる量を定めたので、同条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、その関係部分を通知する。

平成25年11月27日

農林水産大臣 林 芳正



(2) 平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量
	平成26年数量
さんま	(注1)
すけとうだら	(注1)
まあじ	若干 ※
まいわし	
まさば及びごまさば	(注1)
するめいか	若干 ※
ずわいがに	(注1)

(注1) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) まあじ、まいわし及びするめいかについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去（平成20年～22年（するめいかについては平成21年～23年）。以下同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。（注）漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

※ 平成25年から数量変更なし

農林水産省指令 25水管第2042号

鳥取県鳥取市東町1丁目220

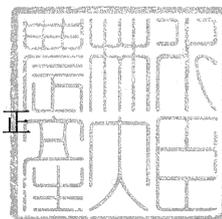
鳥取県知事 平井 伸治

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成25年11月27日公表。以下「基本計画」という。）を変更し、別紙のとおり同条第2項第6号に掲げる数量を定めたので、同条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、その関係部分を通知する。

これにより、貴県計画は基本計画に適合しなくなると考えられるので、第4条第6項の規定に基づき、貴県計画を変更する必要があることを通知する。このことに伴い、同条第7項の規定に基づき、貴県計画の変更を要することに留意いただきたい。

平成26年2月25日

農林水産大臣 林 芳正



(2) 平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量	
	平成26年変更前数量	平成26年変更後数量
すけとうだら		

(注1) 変更後数量について、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(注2) さんま、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、今回の基本計画の変更において現行数量からの変更がない。(さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。)

(注3) するめいかについては、今回の基本計画の変更において管理の対象となる期間を「平成26年4月～平成27年3月」に変更するが、現行数量からの変更はない。

変更理由

現在1月～12月が管理期間であるが、スルメイカ冬季発生群の漁期が6月頃～翌3月頃となっており、管理期間をまたがってしまうため。(資源評価の精度向上)